

地域公共交通確保維持事業 陸上交通：地域間幹線系統補助

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援。

補助内容

- 補助対象事業者
一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- 補助対象経費
予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額



＜補助対象経費算定方法＞

予測費用
(事業者のキロ当たり経常費用見込額
× 系統毎の実車走行キロ)

－
予測収益
(系統毎のキロ当たり経常収益見込額
× 系統毎の実車走行キロ)

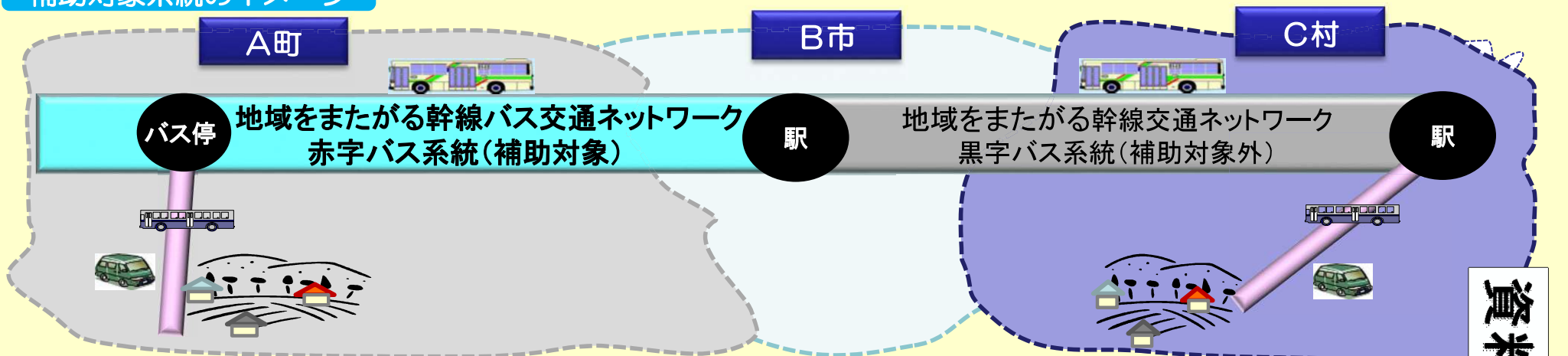
○ 補助率

1/2

○ 主な補助要件

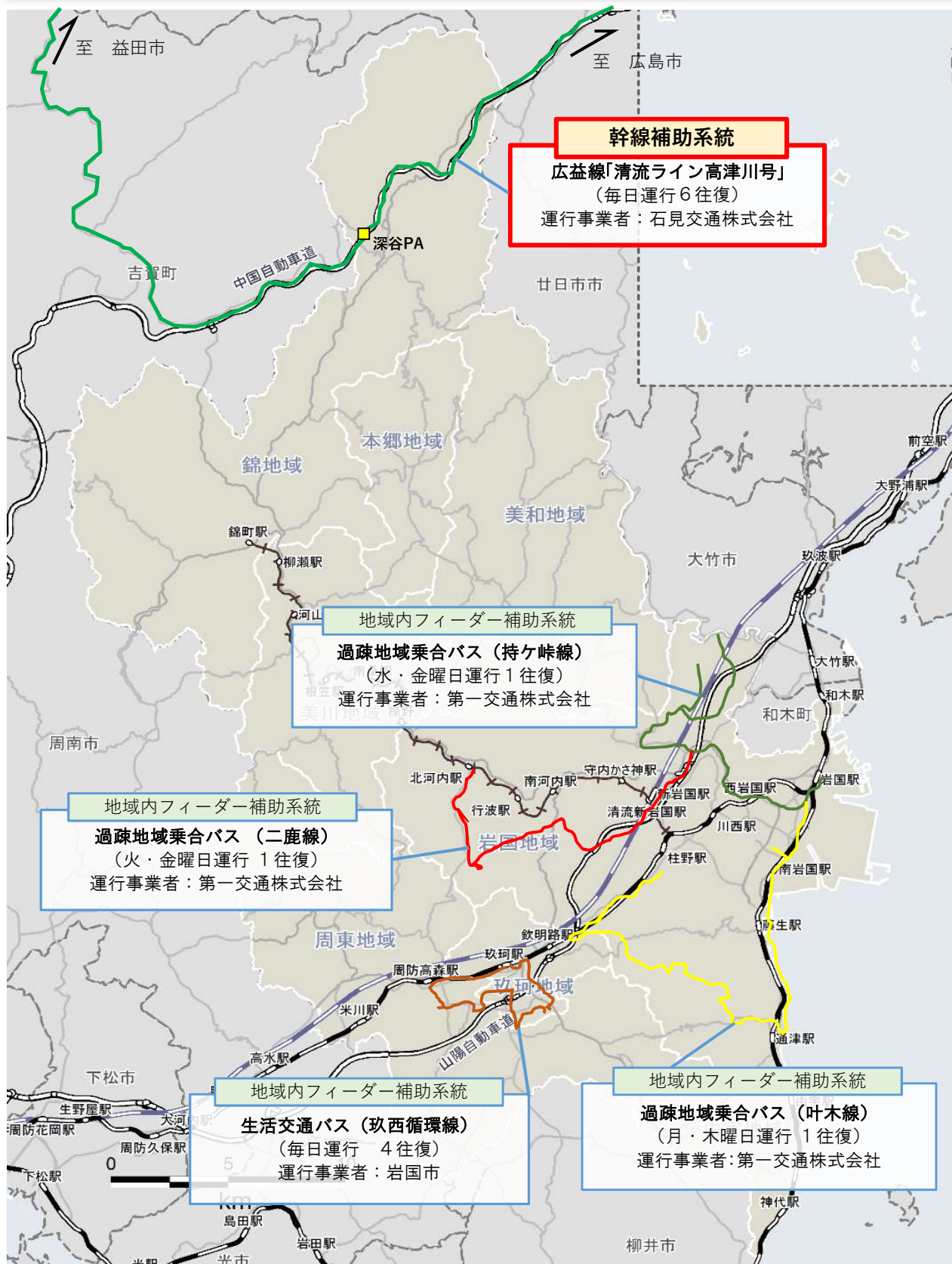
- ・一般乗合旅客自動車運送事業者による運行であること
- ・複数市町村にまたがる系統であること
(平成13年3月31日時点で判定)
- ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
- ・輸送量が15人～150人／日と見込まれること
- ※ 1日の運行回数3回(朝、昼、夕)以上であって、1回当たりの輸送量5人以上(乗用車では輸送できず、バス車両が必要と考えられる人数)
- ※ ①復興特会から移行する応急仮設住宅非経由系統のうち、東日本大震災前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統、②熊本地震前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統については、輸送量要件を緩和(一定期間)
- ・経常赤字が見込まれること

補助対象系統のイメージ



補助路線図

(岩国市内を運行する国庫補助路線)



益田～日原・柿木・六日市～広島 清流ライン「高津川号」



広島方面							益田方面						
石見交通本社	5:52	7:52	9:52	11:52	15:42	17:22	広島新幹線口	8:05	11:20	13:20	14:35	16:10	17:35
グラントワ前	5:52	7:52	9:52	11:52	15:42	17:22	女学院	8:09	11:24	13:24	14:39	16:14	17:39
市立図書館	5:53	7:53	9:53	11:53	15:43	17:23	合同庁舎	8:12	11:27	13:27	14:42	16:17	17:42
益田市役所	5:55	7:55	9:55	11:55	15:45	17:25	広島バスセンター	8:20	11:35	13:35	14:50	16:25	17:50
益田駅前	6:00	8:00	10:00	12:00	15:50	17:30	加計バスストップ	9:06	12:21	14:21	15:36	17:11	18:36
労働会館	6:01	8:01	10:01	12:01	15:51	17:31	簡賀パーキング	9:13	12:28	14:28	15:43	17:18	18:43
須子	6:03	8:03	10:03	12:03	15:53	17:33	吉和	9:26	12:41	14:41	15:56	17:31	18:56
飯田口	6:04	8:04	10:04	12:04	15:54	17:34	深谷パーキング	着発	9:40	12:55	14:55	16:10	17:45
角井	6:06	8:06	10:06	12:06	15:56	17:36	六日市	9:50	13:05	15:05	16:20	17:55	19:20
花ヶ瀬	6:09	8:09	10:09	12:09	15:59	17:39	立戸	10:00	13:15	15:15	16:30	18:05	19:30
安富	6:11	8:11	10:11	12:11	16:01	17:41	七日市	10:06	13:21	15:21	16:36	18:11	19:36
大境・養護学校前	6:12	8:12	10:12	12:12	16:02	17:42	石見田丸	10:10	13:25	15:25	16:40	18:15	19:40
匹見口	6:14	8:14	10:14	12:14	16:04	17:44	柿木南口	10:14	13:29	15:29	16:44	18:19	19:44
横田駅	6:16	8:16	10:16	12:16	16:06	17:46	木部谷	10:16	13:31	15:31	16:46	18:21	19:46
大滝	6:18	8:18	10:18	12:18	16:08	17:48	柿木温泉口	10:18	13:33	15:33	16:48	18:23	19:48
三星	6:20	8:20	10:20	12:20	16:10	17:50	柿木商工会館	10:22	13:37	15:37	16:52	18:27	19:52
下青原	6:23	8:23	10:23	12:23	16:13	17:53	下白谷	10:25	13:40	15:40	16:55	18:30	19:55
小瀬	6:25	8:25	10:25	12:25	16:15	17:55	原手	10:28	13:43	15:43	16:58	18:33	19:58
青原駅	6:26	8:26	10:26	12:26	16:16	17:56	新畑	10:30	13:45	15:45	17:00	18:35	20:00
日原（道の駅）	6:27	8:27	10:27	12:27	16:17	17:57	新左鐙橋	10:33	13:48	15:48	17:03	18:38	20:03
池村	6:28	8:28	10:28	12:28	16:18	17:58	壘	10:38	13:53	15:53	17:08	18:43	20:08
口屋橋	6:32	8:32	10:32	12:32	16:22	18:02	日原診療所前	10:43	13:58	15:58	17:13	18:48	20:13
日原診療所前	6:33	8:33	10:33	12:33	16:23	18:03	口屋橋	10:44	13:59	15:59	17:14	18:49	20:14
壘	6:38	8:38	10:38	12:38	16:28	18:08	池村	10:48	14:03	16:03	17:18	18:53	20:18
新左鐙橋	6:43	8:43	10:43	12:43	16:33	18:13	日原（道の駅）	10:49	14:04	16:04	17:19	18:54	20:19
新畑	6:46	8:46	10:46	12:46	16:36	18:16	青原駅	10:50	14:05	16:05	17:20	18:55	20:20
原手	6:48	8:48	10:48	12:48	16:38	18:18	小瀬	10:51	14:06	16:06	17:21	18:56	20:21
下白谷	6:51	8:51	10:51	12:51	16:41	18:21	下青原	10:53	14:08	16:08	17:23	18:58	20:23
柿木商工会館	6:54	8:54	10:54	12:54	16:44	18:24	三星	10:56	14:11	16:11	17:26	19:01	20:26
柿木温泉口	6:54	8:54	10:54	12:54	16:44	18:24	大滝	10:58	14:13	16:13	17:28	19:03	20:28
木部谷	6:58	8:58	10:58	12:58	16:48	18:28	横田駅	11:00	14:15	16:15	17:30	19:05	20:30
柿木南口	7:00	9:00	11:00	13:00	16:50	18:30	匹見口	11:02	14:17	16:17	17:32	19:07	20:32
石見田丸	7:02	9:02	11:02	13:02	16:52	18:32	大境・養護学校前	11:04	14:19	16:19	17:34	19:09	20:34
七日市	7:06	9:06	11:06	13:06	16:56	18:36	安富	11:05	14:20	16:20	17:35	19:10	20:35
立戸	7:10	9:10	11:10	13:10	17:00	18:40	花ヶ瀬	11:07	14:22	16:22	17:37	19:12	20:37
六日市	7:16	9:16	11:16	13:16	17:06	18:46	角井	11:10	14:25	16:25	17:40	19:15	20:40
深谷パーキング	着発	7:26	9:26	11:26	13:26	17:16	飯田口	11:12	14:27	16:27	17:42	19:17	20:42
吉和	7:36	9:36	11:36	13:36	17:26	19:06	須子	11:13	14:28	16:28	17:43	19:18	20:43
簡賀パーキング	7:50	9:50	11:50	13:50	17:40	19:20	労働会館	11:15	14:30	16:30	17:45	19:20	20:45
加計バスストップ	8:03	10:03	12:03	14:03	17:53	19:33	益田駅前	11:16	14:31	16:31	17:46	19:21	20:46
広島バスセンター	8:10	10:10	12:10	14:10	18:00	19:40	益田市役所	11:18	14:33	16:33	17:48	19:23	20:48
合同庁舎	8:58	10:58	12:58	14:58	18:48	20:28	市立図書館	11:19	14:34	16:34	17:49	19:24	20:49
女学院	9:01	11:01	13:01	15:01	18:51	20:31	グラントワ前	11:20	14:35	16:35	17:50	19:25	20:50
広島新幹線口	9:04	11:04	13:04	15:04	18:54	20:34	石見交通本社	11:23	14:38	16:38	17:53	19:28	20:53
	9:10	11:10	13:10	15:10	19:00	20:40							

全席自由席、トイレはありません。途中トイレ休憩がございます。

上記以外のバス停には停車しません。

しまね共通バスカードが使用できます。

ご利用可能ICカード：ICOCA、Kitaca、PASMO、Suica、manaca、TOICA、PiTaPa、はやかけん、nimoca、SUGOCA

クレジットカードは使用できません。

ペットの持ち込みにつきましては、お問い合わせください。（乗車の際に乗務員へお申し出ください。）

令和5年11月1日改正

石見交通 益田営業所 (0856) 24-0080

国土交通大臣 殿

岩国市地域公共交通活性化再生法協議会
山口県岩国市今津町一丁目 14 番 51 号
会長 杉 岡 匡

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。



こども鉄道員



バスの乗り方教室

岩国市地域公共交通計画

令和6（2024）年6月 改正



高校生による将来の岩国市の公共交通を考えるワークショップ



船の乗り方教室



乗合タクシー「よべるん」

3 地域公共交通確保維持事業の必要性と補助系統に係る事業及び実施主体の概要

岩国市において国の地域公共交通確保維持事業を活用し運行を確保・維持する系統は次に示すとおりです。(令和6年2月現在)

岩国市生活交通バス玖西循環線は、玖珂地域の地域内支線として鉄道軸や都市間・地域間幹線へ接続し、玖西地域の商業施設や医療機関へのアクセスも可能な運行となっており、利用の多くを占める高齢者の買い物や通院等における移動の確保に必要な路線です。また、過疎地域乗合バス叶木線・二鹿線・持ヶ峠線は、岩国地域の地域内支線として鉄道軸や都市間・地域間幹線へ接続し、他に移動手段がない過疎地域において、利用の多くを占める高齢者の買い物や通院等における移動の確保に必要な路線です。また、島根県益田市と広島県広島市を結ぶ高速バス(広益線)は、岩国市北部に停留所(深谷パーキング)があり、本市北部の住民の広域移動を担っています。一方で利用者が少ない中、自治体や事業者の運営改善だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。

<広域幹線>

運行系統				事業区分	運行の態様	実施主体	補助事業の活用
番号等	起点	経由地	終点				
	萩バスセンター	玖珂IC・岩国駅前	東京駅	4条乗合	路線定期	防長交通㈱	
	センザキッチン	玖珂IC・岩国駅前・龍野IC・新港LP・USJ	京都駅八条口	4条乗合	路線定期	防長交通㈱ 近鉄バス㈱	
	京都駅八条口	新港LP・龍野IC・岩国駅前・玖珂IC	センザキッチン	4条乗合	路線定期	防長交通㈱ 近鉄バス㈱	
50-1	日の出町	岩国駅・山陽自動車道・広島高速4号	広島バスセンター	4条乗合	路線定期	いわくにバス㈱	
50-2	岩国駅	山陽自動車道・広島高速4号	広島バスセンター	4条乗合	路線定期	いわくにバス㈱	
50-3	日の出町	岩国錦帯橋空港・岩国駅・山陽自動車道・広島高速4号	広島バスセンター	4条乗合	路線定期	いわくにバス㈱	
50-4	岩国錦帯橋空港	岩国駅・山陽自動車道・広島高速4号	広島バスセンター	4条乗合	路線定期	いわくにバス㈱	
50-5	日の出町	岩国錦帯橋空港・岩国駅・山陽自動車道・広島高速4号	広島バスセンター	4条乗合	路線定期	いわくにバス㈱	
50-6	岩国錦帯橋空港	岩国駅・山陽自動車道・広島高速4号	広島バスセンター	4条乗合	路線定期	いわくにバス㈱	
50-7	日の出町	岩国駅・山陽自動車道・大竹インター・広島高速4号	広島バスセンター	4条乗合	路線定期	いわくにバス㈱	
50-8	岩国駅東口	和木駅入口・山陽自動車道・大竹インター・広島高速4号	広島バスセンター	4条乗合	路線定期	いわくにバス㈱	
	徳山駅前	玖珂IC・山陽自動車道・中筋駅	広島バスセンター	4条乗合	路線定期	防長交通㈱	
	徳山駅前	玖珂IC・山陽自動車道・広島高速4号線	広島バスセンター	4条乗合	路線定期	防長交通㈱	
	広島バスセンター	広島高速4号線・山陽自動車道・玖珂IC・湯田温泉	台(山口大学前)	4条乗合	路線定期	防長交通㈱	
	防府駅前	玖珂IC・山陽自動車道・広島高速4号線	広島バスセンター	4条乗合	路線定期	防長交通㈱	
	山口大学前	湯田温泉・玖珂IC・山陽自動車道・広島高速4号線	広島バスセンター	4条乗合	路線定期	防長交通㈱	
	石見交通本社前	深谷パーキング	広島駅新幹線口	4条乗合	路線定期	石見交通㈱	幹線補助

<都市間・地域間幹線>

運行系統				事業区分	運行の態様	実施主体	補助事業の活用
番号等	起点	経由地	終点				
8-1	岩国駅前	基地前・岩国医療センター・藤生港・小泊	潮風公園	4条乗合	路線定期	いわくにバス㈱	

第8章 計画の実現に向けて

1 計画の達成状況の評価

(1) 基本的な考え方

本計画では、「変わりゆく地域の暮らしとまちの姿に対応した持続可能な公共交通の構築」を基本方針として、2つの計画目標と10の事業を位置づけました。今後、本計画の基本方針に基づいて事業を推進する中で結果を定期的・定量的に評価するとともに、必要に応じて見直しを行う必要があります。

2つの計画目標と10の事業は相互に関連するため、計画の達成状況を評価する評価指標として、「市民一人当たりの鉄道・バス等年間利用回数」を設定することとします。

また、国の地域公共交通確保維持事業（幹線補助及びフィーダー補助）を活用し運行している、広益線、生活交通バス（玖西循環線）及び過疎地域乗合バス（叶木線・二鹿線・持ヶ峠線）に対しては、個別の評価指標として、経常収支率、公的負担額及び市民一人当たりのバス年間利用回数（広益線は公共交通利用者数）を設定します。

(2) 評価指標と目標値

本計画の目標を実現するため、2021（令和3）年度を基準とし計画期間の2031（令和13）年度に達成すべき目標値を、前項で設定した評価指標に基づき、次のとおり設定します。

表1 評価指標と目標値

		評価指標：市民一人当たりの鉄道・バス等年間利用回数		
		【基準値】 2021(R3)年度時点	【中間目標値】 2026(R8)年度時点	【最終目標値】 2031(R13)年度時点
岩国・由宇 エリア	鉄道	29.0 回	29.1 回	29.1 回
	バス等	11.2 回	11.3 回	11.3 回
玖西エリア	鉄道	11.4 回	11.5 回	11.5 回
	バス等	3.4 回	3.5 回	3.5 回
玖北エリア	鉄道	17.4 回	17.5 回	17.5 回
	バス等	8.3 回	8.4 回	8.4 回

今後は更に人口減少が見込まれ、公共交通の利用者も減少すると予想されます。一方で、年間を通じて鉄道やバス等を利用していない市民の中にも、公共交通のサービスが改善されたら利用するという層も一定数存在することが市民アンケートで分かりました。本計画に位置づけた各施策の実施により、2031(R13)年度までに、この層の市民の1割が1年間に4回（2往復）利用するようになることを想定し、目標値として設定します。なお、目標値は、下記のとおりエリア別に把握・算出します。

【算定対象】

岩国・由宇エリア	鉄道	JR 山陽線 岩国駅～神代駅の年間乗車人員の合計 JR 岩徳線 西岩国駅～柱野駅の年間乗車人員の合計
	バス等	いわくにバス（高速乗合バス除く）の年間利用者 由宇地区バスの年間利用者 岩国市過疎地域乗合バスの年間利用者 岩国市乗合タクシー「よべるん」の年間利用者
玖西エリア	鉄道	JR 岩徳線 欽明路駅～米川駅の年間乗車人員の合計
	バス等	岩国市生活交通バス 玖西エリア全線 防長交通（高速乗合バス除く）の年間利用者
玖北エリア	鉄道	錦川清流線 錦町駅～川西駅の年間利用者数
	バス等	岩国市生活交通バス 玖北エリア全線の年間利用者 坂上線の年間利用者数
人口		住民基本台帳（各年度 12 月 1 日時点）

(3) 評価指標と目標値（フィーダー補助・幹線補助路線）

本計画の目標を実現するため、計画期間の 2031（令和 13）年度に達成すべき目標値を、次のとおり設定します。

指標① 経常収支率

数値目標	生活交通バス（玖西循環線）	現状値	4.3%	目標値	2026 年度（中間目標値） 2031 年度（最終目標値） 現状値以上
	過疎地域乗合バス （叶木線・二鹿線・持ヶ峠線）		2.8%		
	広益線		56.3%		
目標値設定 の考え方	効率的な運行や利用者増による運賃収入の増加を目指しますが、人件費、燃料費、車両管理費などの運行経費の増加も想定されることから、現状より低下させないことを目標値とします。				

・現状値は、令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日まで※の各路線における収入・支出を基に算出。

※ 広益線は令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日まで

指標② 公的負担額（市負担額）

数値目標	生活交通バス（玖西循環線）	現状値	13,056 千円	目標値	2026 年度（中間目標値） 2031 年度（最終目標値） 現状値以下
	過疎地域乗合バス （叶木線・二鹿線・持ヶ峠線）		14,075 千円		
	広益線		0 円		
目標値設定 の考え方	効率的な運行や利用者増による運賃収入の増加を目指しますが、人件費、燃料費、車両管理費などの運行経費の増加も想定されることから、現状より低下させないことを目標値とします。				

・現状値は、令和 5 年 12 月時点における経費算定基準により算出した運行にかかる経費から運賃収入を引いた額で算出。

指標③ 市民一人当たりのバス年間利用回数

数値目標	生活交通バス（玖西循環線）	現状値	0.22 回	目標値	2026 年度 （中間目標値）	2031 年度 （最終目標値）
	過疎地域乗合バス （叶木線・二鹿線・持ヶ峠線）		0.84 回		0.23 回	0.23 回
					0.85 回	0.85 回
目標値設定 の考え方	人口減少下で、今後の利用者は減少すると予想されますが、地区住民や利用者へのアンケートなどを通じてニーズに合わせた運行を行うことで、市民一人当たりのバスの年間利用回数を増加させることを目標値とします。					

・現状値は、各路線における令和 3 年度の利用者数を各地区人口で割ったもの。

指標④ 公共交通利用者数

数値目標	広益線	現状値	59,400 人	目標値	2026 年度（中間目標値） 2031 年度（最終目標値） 現状値以上
目標値設定 の考え方	人口減少下で、今後の利用者は減少すると予想されますが、モビリティ・マネジメントなどを通じて、路線の周知を図ることで、現状値の維持を目指します。				

・現状値は令和 4 年度の利用者数。（路線全体での利用者数）

令和6年6月 日

岩国市地域公共交通活性化再生法協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
島根県益田市と広島県広島市を結ぶ広益線は、岩国市北部に停留所（深谷パーキング）があり、本市北部の住民の広域移動（通院・買い物等）を担っており、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。 しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。 このため、地域公共交通確保維持事業により、広益線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
住民生活に必要な生活交通を持続的に維持していくために必要な支援を行うとともに、運行経費の節減については、事業者に経営努力を引き続き求めながら、利用促進に向けたサービス向上等を期待したいと考える。 広益線の輸送人員については、令和7年度は61,217人以上を目標値として設定し、その後の計画期間中も輸送人員確保に努めることで、計画最終目標達成を目指す。 また、地元意見を積極的に取り入れて路線のあり方を今後も検討していく。 収支率について令和5年度実績値から1%以上改善する。
(2) 事業の効果
地域間幹線系統の路線を維持することで、本市北部の住民の広域的な移動動手段が確保される。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
ＩＣカードの利用促進、体験乗車会、運転免許返納割引等のPRを行い1%の収支改善を目指す。（石見交通） 岩国市で発行している「公共交通マップ&時刻表」に掲載することなど、更なる周知を図る。（岩国市）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表1のとおり
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
表2のとおり
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
事業者実施の乗降調査
7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】

該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
表 4 のとおり
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
別添 1－1 のとおり
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
・ 第 1 回 令和 4 年 5 月 24 日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会（W e b 協議） 岩国市地域公共交通計画の策定について協議、承認
・ 第 2 回 令和 4 年 10 月 31 日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会（W e b 会議） 岩国市地域公共交通計画策定における進捗状況について協議、承認
・ 第 5 回 令和 5 年 3 月 24 日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会（W e b 会議） 岩国市地域公共交通計画について協議、承認
・ 第 4 回 令和 6 年 2 月 20 日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会（W e b 会議） 岩国市地域公共交通計画の改正について協議、承認
・ 第 1 回 令和 6 年 6 月 日	岩国市地域公共交通活性化再生法協議会（書面審議） 岩国市地域公共交通計画の改正について協議、承認 地域公共交通計画の認定申請（令和 7 年度地域間幹線系統確保維持計画）について協議、承認
19. 利用者等の意見の反映状況	
現在のところ特になし。	

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 岩国市今津町一丁目 14 番 51 号

(所 属) 岩国市総合政策部交通政策課

(氏 名) 吉岡 直

(電 話) 0827-29-5106

(e-mail) koutsu@city.iwakuni.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実

施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

R7年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
山口県	石見交通(株)	(1) 石見交通本社前～広島新幹線口	1,993.0	
島根県	石見交通(株)	(1) 石見交通本社前～広島新幹線口	11,904.5	
広島県	石見交通(株)	(1) 石見交通本社前～広島新幹線口	13,046.5	
山口県	石見交通(株)	(2) 医光寺前～日赤・田万川温泉～江崎港	1,034.5	
島根県	石見交通(株)	(2) 医光寺前～日赤・田万川温泉～江崎港	2,280.0	
合 計				

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年〇月〇日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載する。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	石見交通株式会社
------	----------

令和7年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況 R5	乗合バス事業					
	営業収益	496,210	千円	営業外収益	60,157	千円
	営業費用	1,102,932	千円	営業外費用	3,835	千円
	営業損益	-606,722	千円	営業外損益	56,322	千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	4,763,429.9				経常収支率	50.26%
	km					

基準期間の前年度の損益状況 R4	乗合バス事業					
	営業収益	456,620	千円	営業外収益	61,542	千円
	営業費用	1,081,669	千円	営業外費用	1,716	千円
	営業損益	-625,049	千円	営業外損益	59,826	千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	4,779,615.1				経常収支率	47.82%
	km					

基準期間の前々年度の損益状況 R3	乗合バス事業					
	営業収益	415,175	千円	営業外収益	72,596	千円
	営業費用	1,109,995	千円	営業外費用	2,258	千円
	営業損益	-694,820	千円	営業外損益	70,338	千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	4,800,674.4				経常収支率	43.85%
	km					

（補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等）

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) □''÷ハ''=a R3	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) □'÷ハ'=b R4	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) □÷ハ=c R5
山陰	231円.68銭	226円.66銭	232円.34銭
山陽	231円.68銭	226円.66銭	232円.34銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
山陰	230円.22銭	295円.47銭	230円.22銭	116円.79銭
山陽	230円.22銭	409円.53銭	230円.22銭	116円.79銭

令和8・9年度については、日祝日等の日数による運行回数の違いを除き、変更が無いため省略

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	運行 系統名	運行系統			計画 運行 日数	計画 運行 回数 ()	計画 平均 乗車 密度	計画 輸送量	系統キロ程	地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキロ程	系統キロ程 と地域公共 交通再編 事業を実施 する区域に おけるキロ 程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程	他路線との 競合部分に 保るキロ程	他路 線との 競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ＋ヌ＋ル))÷チ＝ヲ	
				起点	主な 經由地	終点		①＝ カッコ内					②						①×② ＝③
山陽	1 (山口)		広益	石見交通本社前	(高津川号)	広島新幹線口	365日	2,190.0 (6.0)回	4.7	28.2人	往148.7km 復148.7km	(平均) 148.7km	(平均) 0.0km	% 往65.7km 復65.7km	(平均) 65.7km	往72.0km 復72.0km	(平均) 72.0km	(平均) %	7.397%
	2 (山口)		小浜江崎	医光寺前	日赤・温泉	江崎港 (須佐駅前)	365日	1,973.5 (5.4)回	3.3	17.8人	往32.1km 復30.7km	31.4km	0.0km	% 往22.0km 復21.3km	21.6km	0.0km		%	31.210%
合計			2系統																

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック 外乗入部分 及び同一補 助ブロック都 道府県外乗 入部分以外 のキロ程の 比率 (チー(リ+ ヌ))÷チ= ヲ	計画実車 走行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 (d+e+f)/3 =ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カーヨ＝タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20＝レ	タ又はレのうちい ずれか少ないほうの額 ソ			
							基準期間の前々年度 R3			基準期間の前年度 R4							基準期間 R5		
							経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系統 の実車走行キ ロ当たり経常収 益 ヤ'÷マ'＝d	経常収益 ヤ	実車走行キロロ	補助対象系統 の実車走行キ ロ当たり経常収 益 ヤ'÷マ'＝e					経常収益 ヤ	実車走行キロロ	補助対象系統 の実車走行キ ロ当たり経常収 益 ヤ÷マ＝f
山陽	1 山口			651,306.0km	149,943,667円	130円.93銭	65,624,901円	633,314.5km	103円.62銭	84,769,423円	648,350.0km	130円.74銭	100,569,785円	634,738.2km	158円.44銭	85,275,495円	64,668,172円	67,474,650円	64,668,172円
	2 山口			124,304.8km	28,617,451円	134円.22銭	19,366,192円	124,000.7km	156円.17銭	15,531,320円	124,009.4km	125円.24銭	15,072,652円	124,304.8km	121円.25銭	16,684,191円	11,933,260円	12,877,852円	11,933,260円
合計				775,610.8km	178,561,118円		84,991,093円	757,315.2km		100,300,743円	772,359.4km		115,642,437円	759,043.0km		101,959,686円	76,601,432円	80,352,502円	76,601,432円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外 乗入部分、同一補助ブ ロック都道府県外乗入 部分及び他路線との競 合部分以外に係るもの ソ×ヲ＝ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部 分及び同一補助ブロック都道 府県外乗入部分以外に係るも の ソ×ヲ'＝ツ'	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回数÷①計画 運行回数＝ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワーヨ＝ム	損失額から国庫補助 額を控除した額 ム－ラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								みなし回数	
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担			「その他の者」の具 体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
山陽	1 (山口)		4,783,504円		3,986,253円	3,986千円	1,993.0千円	64,668,172円	62,675,172円	円	%	円	%	円	%	円	%	5	
	2 (山口)		3,724,370円		2,069,094円	2,069千円	1,034.5千円	11,933,260円	10,898,760円	円	%	円	%	円	%	円	%	3	
合計			8,507,874円	0円	6,055,347円	6,055千円	3,027千円	76,601,432円	73,573,932円	円	%	円	%	円	%	円	%		

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指 定 の 理 由
山口県	岩国地域	岩国市(旧錦町)	総合病院・高等学校等があり、広域行政圏の中心市町村に準ずるものと認められる。
	柳井地域	周防大島町(旧大島町)	総合病院・高等学校等があり、広域行政圏の中心市町村に準ずるものと認められる。
	柳井地域	周防大島町(旧橘町)	総合病院・高等学校等があり、広域行政圏の中心市町村に準ずるものと認められる。
	山口・防府地域	山口市(旧小郡町)	総合病院・高等学校等があり、広域行政圏の中心市町村に準ずるものと認められる。
	山口・防府地域	山口市(旧阿東町)	高等学校等があり、広域行政圏の中心市町村に準ずるものと認められる。
	宇部・小野田地域	山陽小野田市(旧山陽町)	高等学校等があり、広域行政圏の中心市町村に準ずるものと認められる。
	下関地域	下関市(旧豊浦町)	総合病院等があり、広域行政圏の中心市町村に準ずるものと認められる。
	下関地域	下関市(旧豊田町)	総合病院・高等学校等があり、広域行政圏の中心市町村に準ずるものと認められる。

事 業 者 名	石見交通株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 安全輸送部	(責任者役職・氏名) 課長 御神本大介
補助金担当部門	(担当部門の名称) 安全輸送部	(責任者役職・氏名) 課長 御神本大介

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（令和5年度）

実態調査日																					令和5年6月実施	
運 行 系 統							年 間 輸 送 実 績					経 常 収 益			1系統当り 経常費用 (円)	平 均 乗 車 密 度 算 定			輸 送 量 (A) × (G)	市町村 による 回数券 購入等 の有無	備 考	
申請 番号	運 行 系統名	起点	主 な 経由地	終点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸 送 人キロ (人キロ)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キロ(C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外 収 益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E)		運賃改定前 適用 運賃改定後 適用 の平均賃率 × 日数+の平均賃率 × 日数		平均 賃率 (F) (円)				平均乗車 密 度 (B) (C) × (F) (G)
																総適用日数						
1	広益	石見交通本社前	(高津川号)	広島新幹線口	148.7	6.0	57,799	73.2	4,230,886.8	97,417,085	634,738.2	2,131,960	1,020,740	100,569,785	147,475,073	32.40 × 365 ÷ 365		32.40	4.7	28.2	無	
2	小浜江崎	医光寺前	日赤・温泉	江崎港(須佐駅前)	31.4	5.4	43,294	12.6	545,504.4	14,455,229	124,304.8	417,522	199,901	15,072,652	28,880,977	35.16 × 365 ÷ 365		35.16	3.3	17.8	無	
合計					180.1		101,093		4,776,391.2	111,872,314	759,043.0	2,549,482	1,220,641	115,642,437	176,356,050							

〔記載要領〕

1. この書類は、補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること）。

（但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る様式第1－5の添付を省略することができる。）

なお、様式1－8に基づく申請については当該年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること）。

2. 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。

3. 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。

4. 運行回数は、補助対象期間の前々年度（基準期間）中における1日の平均を小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。

5. 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。

6. 輸送人キロは、輸送人員 × 1人平均乗車キロにより算出すること。

7. 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度（基準期間）の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。

8. 実車走行キロは、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

9. 1系統当り経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。

10. 平均賃率は、停留所相互間総運賃額 ÷ 停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること（銭未満切り捨て）。ただし、補助対象期間中の前々年度（基準期間）に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。

11. 平均乗車密度は(B) ÷ (C) ÷ (F)と算出し、その値について、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。

12. 備考欄には、補助対象期間の前々年度（基準期間）中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。

13. 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。

14. 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

（注）上記、記載要領中3.以降において、前々年度（基準期間）とあるのは1. 但し書きに該当しない場合は、基準期間の前年度、基準期間の前々年度、基準期間の前々々年度、基準期間の前々々々年度を追加して読み替えるものとする。

令和7年度地域間幹線系統における生産性向上の取組一覧(見込み)																					別添1－1	
番号 全	番号 社	バス事業者名	路線名	起点	経由地	終点	生産性向上の取組											収支率 (R5現状)	R5収支率内訳(千円)		収支改善 目標率 (R7計画)	
							R7の取組① (実施主体)	実施時期	R7の取組② (実施主体)	実施時期	R7の取組③ (実施主体)	実施時期	R7の取組④ (実施主体)	実施時期	R7の取組⑤ (実施主体)	実施時期	R8以降の取組 (実施主体)		実施 スケジュール	収入額		費用
1	1	石見交通株式会社	広益	石見交通本社前	(高津川号)	広島新幹線口	体験乗車会等による利用 促進(石見交通・行政)	通年	ICカードの利用促進 (石見交通・行政)	通年									68.1%	100,569	147,475	1.0%
2	2	石見交通株式会社	小浜江崎	医光寺前	日赤・温泉	江崎港(須佐駅前)	体験乗車会等による利用 促進(石見交通・行政)	通年	ICカードの利用促進 (石見交通・行政)	通年									52.1%	15,072	28,880	1.0%
3	3																		#DIV/0!			1.0%
4	4																		#DIV/0!			1.0%
5	5																		#DIV/0!			1.0%
6	6																		#DIV/0!			1.0%
7	7																		#DIV/0!			1.0%
8	8																		#DIV/0!			1.0%
9	9																		#DIV/0!			1.0%
10	10																		#DIV/0!			1.0%
11	11																		#DIV/0!			1.0%
12	12																		#DIV/0!			1.0%
13	13																		#DIV/0!			1.0%
14	14																		#DIV/0!			1.0%
15	15																		#DIV/0!			1.0%

番号全	番号社	バス事業者名	路線名	起点	経由地	終点	①貨客混載の取組	②バス路線の再編	③路線バスへの混乗化	④生活利用と観光利用の混乗	⑤補助要件下限に近い系統の見直し	⑥回数券購入等を行っている系統の見直し
1	1	石見交通株式会社	広益	石見交通本社前	(高津川号)	広島新幹線口	実施済み 新たな需要について引き続き調査	実施済み				該当なし
2	2	石見交通株式会社	小浜江崎	医光寺前	日赤・温泉	江崎港(須佐駅前)	可能性について引き続き調査	実施済み				該当なし
3	3											
4	4											
5	5											
6	6											
7	7											
8	8											
9	9											
10	10											
11	11											
12	12											
13	13											
14	14											
15	15											